

第5 在宅医療・介護連携の推進

<現状と課題>

- 医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者の増加が見込まれる中、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるためには、地域における医療と介護の関係機関や多職種が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供することが重要です。
- 高齢化の進行に伴う在宅医療需要の増大に対応するため、在宅で必要な医療が受けられる体制の充実や緊急時に入院受入可能な後方支援体制の構築が必要です。

<七次プランの数値目標の達成状況>

(単位：箇所)

指 標	令和2年度	目標値(R5年度)	見込値(R5年度)	達成率
訪問診療を行う診療所・病院数	300	345	300	0.0%

- ▼ 新たに訪問診療を行う診療所・病院数は増加していますが、医療機関の廃止・訪問診療の中止もあり、目標を下回っています。

(単位：箇所)

指 標	令和2年度	目標値(R5年度)	見込値(R5年度)	達成率
在宅療養支援診療所・病院数	163	165	167	200.0%

- ▼ 24時間の往診や訪問看護等が可能な体制を確保する在宅療養支援診療所・病院数が増加し、目標を達成しています。

(単位：箇所)

指 標	令和2年度	目標値(R5年度)	見込値(R5年度)	達成率
在宅療養後方支援病院数	10	15	15	100.0%

- ▼ 在宅患者が緊急時に入院可能な病床を確保すること等により、地域の在宅医療の後方支援を行う在宅療養後方支援病院数が増加し、目標を達成しています。

(単位：箇所)

指 標	令和2年度	目標値(R5年度)	見込値(R5年度)	達成率
在宅療養支援歯科診療所数	115	増加させる	116	—

- ▼ 在宅等の療養に関して歯科医療面から支援できる体制等を確保している在宅療養支援歯科診療所は、着実に増加し、目標を達成する見込みです。

(単位：箇所)

指 標	令和2年度	目標値(R5年度)	直近値(R4年度)	達成率
訪問口腔衛生指導を実施している診療所・病院数	81	増加させる	74	—

- ▼ 訪問口腔衛生指導を実施する歯科診療所・病院数は減少していますが、在宅療養支援歯科診療所数や訪問歯科診療を実施する歯科診療所数は増加しており、引き続き、在宅歯科医療提供体制の整備を図ります。

(単位：箇所)				
指 標	令和2年度	目標値(R5年度)	見込値(R5年度)	達成率
訪問看護ステーション数	149	163	161	85.7%
▼ 目標を下回っていますが、訪問看護ステーション数は、順調に増加しています。				
(単位：箇所)				
指 標	令和2年度	目標値(R5年度)	見込値(R5年度)	達成率
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所数	20	24	20	0.0%
▼ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所数は目標を下回っていますが、今後は市町の介護需要の動向を見定めつつ、整備を促進します。				

<取組方針>

高齢者の希望やニーズに応じて、医療機関や施設から在宅生活への移行、在宅生活の継続ができるよう、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制整備を支援するため、在宅医療・介護に関する理解促進、提供体制の充実及び関係者が連携した総合的な在宅医療・介護サービスの提供体制づくりを促進します。

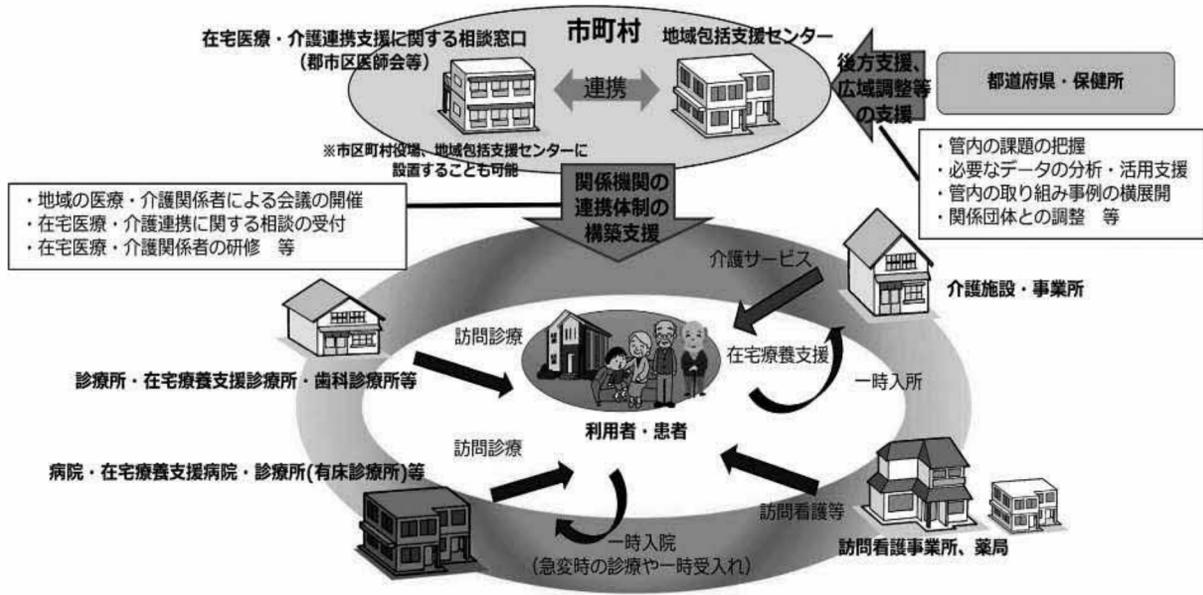
また、「第8次山口県保健医療計画」において、新たに「在宅医療の圏域」を設定し、圏域ごとに、市町や郡市医師会等で構成される「在宅医療に必要な連携を担う拠点」及び24時間対応体制で在宅医療の提供等を行う「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」を位置付けたことから、これらと連携しながら、各地域の実情に応じた取組を着実に推進します。

1 在宅医療・介護に関する理解促進

医療や介護を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、在宅医療・介護に関する普及啓発を図り、在宅での療養・介護についての県民の理解を促進します。

- 医療や介護が必要になった場合でも、適切にサービスを利用すれば、在宅生活への移行や継続が可能であるということについて、高齢者や家族、サービス従事者等の理解の促進を図ります。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の関係機関等の協力を得て、在宅医療・介護及びその一体的な提供の必要性や意義について、県民への普及啓発を行います。
- 在宅で療養する高齢者が自らの希望する医療やケアを受けられるよう、患者や家族等が、人生の最終段階においてどのような医療・ケアを望むか日頃から話し合う「人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）」について、普及啓発を行います。

【図3-I-5-1】地域における医療と介護連携のイメージ



2 在宅医療・介護提供体制の充実

訪問診療・往診や訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護など、在宅療養を支えるための在宅医療や介護サービスの提供体制の充実を図ります。

- 急変時の対応等を含め、在宅で必要な医療が受けられるよう、在宅医療において積極的役割を担う医療機関（在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション等）や訪問診療を行う医療機関の増加に向けた研修を行うなど、在宅医療に必要な連携を担う拠点と連携し、必要な在宅医療機関の確保等に取り組みます。

〔数値目標12〕 訪問診療を行う病院・診療所

指 標	令和5年度 (2023)	令和8年度(目標値) (2026)
訪問診療を行う病院・診療所数	300箇所	310箇所

〔数値目標13〕 在宅療養支援病院・診療所

指 標	令和5年度 (2023)	令和8年度(目標値) (2026)
在宅療養支援病院・診療所数	167箇所	174箇所

〔数値目標14〕 在宅療養後方支援病院

指 標	令和5年度 (2023)	令和8年度(目標値) (2026)
在宅療養後方支援病院数	15箇所	増加させる

- 各地区の「在宅歯科保健医療連携室」において、訪問歯科診療等についての相談対応や、訪問歯科診療希望者と歯科診療所等の連絡調整等を行うことにより、高齢者のニーズに応じた歯科保健医療等の提供を進めます。

〔数値目標15〕 在宅療養支援歯科診療所

指 標	令和5年度 (2023)	令和8年度(目標値) (2026)
在宅療養支援歯科診療所数	116箇所	増加させる

〔数値目標16〕 訪問歯科診療を行う歯科診療所

指 標	令和2年度 (2020)	令和8年度(目標値) (2026)
訪問歯科診療を行う歯科診療所数	299箇所	増加させる

- 主治医の指示に基づき、看護師等による訪問看護、薬剤師による訪問薬剤管理指導、理学療法士等による訪問リハビリテーション、管理栄養士による訪問栄養食事指導など、医療機関と連携して在宅療養生活を支える在宅医療・介護サービスの提供体制の整備を図ります。

〔数値目標17〕 訪問薬剤管理指導ができる薬局

指 標	令和5年度 (2023)	令和8年度(目標値) (2026)
保険薬局に占める訪問薬剤管理指導ができる薬局の割合	96.8%	増加させる

〔数値目標18〕 訪問リハビリテーションを実施している訪問リハビリテーション事業所

指 標	令和3年度 (2021)	令和8年度(目標値) (2026)
訪問リハビリテーションを実施している訪問リハビリテーション事業所数	98箇所	増加させる

〔数値目標19〕 訪問栄養食事指導を実施している病院・診療所

指 標	令和3年度 (2021)	令和8年度(目標値) (2026)
訪問栄養食事指導を実施している 病院・診療所数	10箇所	増加させる

- 訪問看護ステーション及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所などの整備により、地域の実情に即した介護サービスを医療と一体的に提供する体制の充実を図ります。

〔数値目標20〕 訪問看護ステーション

指 標	令和5年度 (2023)	令和8年度(目標値) (2026)
訪問看護ステーション数	161箇所	172箇所

〔数値目標21〕 24時間体制の訪問看護ステーション数

指 標	令和5年度 (2023)	令和8年度(目標値) (2026)
緊急時に対応できる24時間体制の届出 を行っている訪問看護ステーション数	148箇所	増加させる

〔数値目標22〕 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所

指 標	令和5年度 (2023)	令和8年度(目標値) (2026)
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護の事業所数	20箇所	23箇所

3 関係者が連携した総合的な在宅医療・介護サービスの提供

地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う地域包括支援センターの調整機能の強化を図るとともに、在宅医療に必要な連携を担う拠点を中心とし、関係機関や多職種による連携を進めることで、在宅医療・介護サービスを一体的に提供できる体制づくりを促進します。

- 認知症専門医や理学療法士等の専門職の地域ケア会議への派遣による課題解決に向けた支援や、専門研修を通じた職員のスキルアップにより、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う地域包括支援センターの相談・調整機能の強化を図ります。
- 介護を必要とする高齢者の状態やニーズの変化に対応して、的確なケアマネジメント

ントが展開できるよう、介護支援専門員を中心として、かかりつけ医や訪問介護員などの医療・介護関係の多職種による地域のネットワークの形成に向けた取組を促進します。

- 医療・介護のサービスが包括的に提供されるよう、在宅医療に必要な連携を担う拠点を中心とし、病院、診療所、訪問看護ステーション、歯科診療所、薬局、地域包括支援センター、介護サービス事業所などの医療・介護関係者や、健康福祉センター等の保健福祉関係者の連携体制を構築します。
- 地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）に取り組む市町に対して、優良事例の情報発信や普及、地域の現状把握や課題分析に必要な医療・介護データの取得・活用支援、医師会等の医療・介護関係団体の連携を促進するとともに、事業の推進に必要な助言や支援を行います。
- 日常の療養や入退院、急変時や看取り等の医療と介護の連携が求められる場面に応じた支援や介護支援専門員と病院・施設等との情報共有等、医療・介護等関係者の連携・協働に取り組む市町を支援します。
- 在宅医療・介護連携に関する情報提供や専門研修等を通じた関係者のスキルアップを進めます。
- 多職種連携の基盤となる多職種間の情報共有を実現するため、各保健医療圏で整備された地域医療介護連携情報システム等の活用を促進します。
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるため、国が市町の地域支援事業に位置付けて構築を進める医療・介護情報基盤の整備が進むよう、市町への情報提供等を行います。